



島根県報

平成26年3月11日（火）

第2,578号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規 則 (健康推進課) 2

【告 示】

救急病院の指定 (医療政策課) 2

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 (食料安全推進課) 3

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都市計画課) 3

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建築住宅課) 3

【公 告】

公共測量の実施 (用地対策課) 4

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 4

【正 誤】

平成24年5月29日付け島根県報第2,396号中 (選挙管理委員会) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

1 規則の概要

国民健康保険法の改正に伴う規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第5号

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例施行規則（平成17年島根県規則第119号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第130号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番1	平成26年 3 月15日から 平成29年 3 月14日まで

島根県告示第131号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成26年 3 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
加藤 節司	内科	加藤病院	邑智郡川本町川本383-1	平成26年 2 月28日
吉田 紘二	整形外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成26年 2 月28日

島根県告示第132号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成25年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成26年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11381010015	紀之国（全和2012子島黒1122499）	肉用牛 黒毛和種	2級

島根県告示第133号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成26年 3月15日から施行する。

平成26年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4中「安来市と松江市との境界線まで」の次に「、湯里インターチェンジから石見福光インターチェンジまで」を加える。

島根県告示第134号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成26年 3月11日から施行する。

平成26年 3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「及び第8号棟第104号」を「、第8号棟第104号及び第9号棟第105号」に改め、表出雲市の項中「、第314号及び第315号」を「及び第314号から第316号まで」に、

「

大津	中層耐火構造 4階建	昭和57	0.97
		昭和58	
		昭和59	
	中層耐火構造 3階建	昭和58	

を

「

大津	中層耐火構造 4階建	昭和57	0.97 (第318号の住戸に あつては、0.99)
		昭和58	
		昭和59	
	中層耐火構造 3階建	昭和58	

に改め、表雲南市の項中「木造 2階建

」を「準耐火構造 2階建」に改める。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成26年3月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成26年2月25日から同年3月25日まで
- 3 作業地域
益田市中島町

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成26年3月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,650
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,745
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

仁多選挙区	3,983
邑智選挙区	5,856
鹿足選挙区	4,237
隠岐選挙区	5,992
松江選挙区	55,594
浜田選挙区	16,077
出雲選挙区	46,684
益田選挙区	13,698

大田選挙区	10,560
安来選挙区	11,373
江津選挙区	7,028
雲南・飯石選挙区	13,078

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,745

正 誤

平成24年5月29日付け島根県報第2,396号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	島根県選挙管理委員会告示第10号 中	国憂會	政治結社国憂會